

滋賀県税の課税免除および不均一課税に関する条例の一部を改正する条例案について

1 趣旨

離島振興対策実施地域および促進区域における地方税の課税免除または不均一課税に伴う減収補てん措置が延長等されたことを踏まえ、滋賀県税の課税免除および不均一課税に関する条例の一部を改正しようとするもの。

2 改正の概要

ア 離島振興対策実施地域

離島振興対策実施地域（近江八幡市沖島）における県税の課税免除措置を次のとおり改正する。

対象者	青色申告書を提出する法人または個人
対象事業	製造業・旅館業・農林水産物等販売業・情報サービス業 有線放送業・インターネット付随サービス業等
要件	令和5年3月31日までに一定の設備の新增設をした場合
軽減措置	事業税、不動産取得税、県固定資産税 免除



要件	令和7年3月31日までに第2種産業振興促進区域※1内において一定の設備の新增設をした場合
----	--

※1 第2種産業振興促進区域 離島振興法に規定する産業の振興を促進する区域として、離島振興計画に記載された県内の区域(近江八幡市沖島)

対象者	個人
対象事業	畜産業・水産業・薪炭製造業
要件	自家労力により事業を行った日数が延べ労働日数の1/3超1/2以下
軽減措置	事業税 免除



対象事業	第2種産業振興促進区域内で行う畜産業・水産業・薪炭製造業
------	------------------------------

イ 促進区域

促進区域（地域未来投資促進法に基づく基本計画において対象とされた地域）において、地域経済牽引事業※2に係る県税の軽減措置を次のとおり改正する。

対象者	対象地域（県内全域）で地域経済牽引事業計画の承認を受けた者
要件	承認日から令和5年3月31日までの間に対象施設を設置した場合
軽減措置	不動産取得税※3にかかる税率×1/10



要件	承認日から令和7年3月31日までの間に対象施設を設置した場合
----	--------------------------------

※2 地域の特性を生かして高い付加価値を創出し、かつ、地域の事業者に対する相当の経済的効果を及ぼすことにより、地域における経済活動を牽引する事業

※3 対象施設の用に供する家屋またはその敷地である土地の取得に対して課するもの

3 施行期日等

公布日（ただし、改正後の規定は、令和5年4月1日から適用）

滋賀県税の課税免除および不均一課税に関する条例の一部を改正する条例案要綱

1 改正の理由

離島振興法第二十条の地方税の課税免除又は不均一課税に伴う措置が適用される場合等を定める省令（平成5年自治省令第1号）および地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律第二十六条の地方公共団体等を定める省令（平成19年総務省令第94号）の一部改正に伴い、離島振興対策実施地域における課税免除の対象を見直すとともに、離島振興対策実施地域における課税免除および促進区域における不均一課税の適用期限を延長するため、滋賀県税の課税免除および不均一課税に関する条例（昭和41年滋賀県条例第14号）の一部を改正しようとするものです。

2 改正の概要

(1) 離島振興対策実施地域における課税免除について、次のとおり改正することとします。

ア 対象となる区域を離島振興計画に記載された産業の振興を促進すべき県内の区域とすること。（第2条および第4条関係）

イ 対象となる事業を離島振興計画において振興すべき業種として定められた事業に限ること。（第2条関係）

ウ 課税免除の適用期限を令和7年3月31日まで延長すること。（第4条関係）

(2) 促進区域における不均一課税の適用期限を令和7年3月31日まで延長することとします。（第6条関係）

(3) その他

ア この条例は、公布の日から施行し、改正後の滋賀県税の課税免除および不均一課税に関する条例の規定は、令和5年4月1日から適用することとします。

イ この条例の施行に関し必要な経過措置を定めることとします。

ウ その他必要な規定の整備を行うこととします。

滋賀県税の課税免除および不均一課税に関する条例新旧対照表

旧	新
<p>第1条 省略</p> <p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 省略</p> <p><u>(1)の2 産業振興促進区域 過疎地域持続的発展支援法第8条第4項第1号に規定する産業振興促進区域として同条第1項に規定する市町村計画（第5号において「市町村計画」という。）に記載された県内の区域をいう。</u></p> <p>(2) 省略</p> <p>(新設)</p> <p>(3)および(4) 省略</p> <p>(5) 第1種特別償却設備 製造業、農林水産物等販売業（過疎地域持続的発展支援法第23条に規定する農林水産物等販売業をいう。以下この号および次条において同じ。）、旅館業（旅館業法（昭和23年法律第138号）第2条第2項に規定する旅館・ホテル営業および同条</p>	<p>第1条 省略</p> <p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 省略</p> <p><u>(1)の2 第1種産業振興促進区域 過疎地域持続的発展支援法第8条第4項第1号に規定する産業振興促進区域として同条第1項に規定する市町村計画（第5号において「市町村計画」という。）に記載された県内の区域をいう。</u></p> <p>(2) 省略</p> <p><u>(2)の2 第2種産業振興促進区域 離島振興法第4条第4項第1号に規定する産業の振興を促進する区域として同条第1項に規定する離島振興計画（第6号において「離島振興計画」という。）に記載された県内の区域をいう。</u></p> <p>(3)および(4) 省略</p> <p>(5) 第1種特別償却設備 製造業、農林水産物等販売業（過疎地域持続的発展支援法第23条に規定する農林水産物等販売業をいう。以下この号および次条において同じ。）、旅館業（旅館業法（昭和23年法律第138号）第2条第2項に規定する旅館・ホテル営業および同条</p>

第3項に規定する簡易宿所営業（これらの事業のうち風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第6項に規定する店舗型性風俗特殊営業に該当する事業を除く。）をいう。以下同じ。）または情報サービス業等（情報サービス業、有線放送業、インターネット附随サービス業その他規則で定める事業をいう。以下この号および次条第1項第1号アにおいて同じ。）

（これらの事業のうち産業振興促進区域内において振興すべき業種として市町村計画に定められたものに限る。以下この号および次条第1項第1号アにおいて同じ。）の用に直接供する一の設備で租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第12条第4項の表の第1号の下欄または第45条第3項の表の第1号の下欄の規定の適用を受けるものであつて、取得価額の合計額が次に掲げる事業の区分に応じそれぞれ次に定める額以上のものをいう。

アおよびイ 省略

(6) 第2種特別償却設備 製造の事業、旅館業、情報サービス業、有線放送業、インターネット附随サービス業その他規則で定める事業

_____の用に直接供する一の設備（ガスの製造または発電に係る設備を含む。）で、これを構成する減価償却資産（所得税法施行令（昭和40年政令第96号）第6条第1号から第7号までまたは法人税法施行令（昭和40年政令第97号）第13条第1号から第7号までに掲げるものに限る。次号において同じ。）

第3項に規定する簡易宿所営業（これらの事業のうち風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第6項に規定する店舗型性風俗特殊営業に該当する事業を除く。）をいう。以下同じ。）または情報サービス業等（情報サービス業、有線放送業、インターネット附随サービス業その他規則で定める事業をいう。以下この号および次条第1項第1号アにおいて同じ。）

（これらの事業のうち第1種産業振興促進区域内において振興すべき業種として市町村計画に定められたものに限る。以下この号および次条第1項第1号アにおいて同じ。）の用に直接供する一の設備で租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第12条第4項の表の第1号の下欄または第45条第3項の表の第1号の下欄の規定の適用を受けるものであつて、取得価額の合計額が次に掲げる事業の区分に応じそれぞれ次に定める額以上のものをいう。

アおよびイ 省略

(6) 第2種特別償却設備 製造の事業、旅館業、情報サービス業、有線放送業、インターネット附随サービス業その他規則で定める事業

_____の用に直接供する一の設備（ガスの製造または発電に係る設備を含む。）で、これを構成する減価償却資産（所得税法施行令（昭和40年政令第96号）第6条第1号から第7号までまたは法人税法施行令（昭和40年政令第97号）第13条第1号から第7号までに掲げるものに限る。次号において同じ。）

の取得価額の合計額が次に掲げる事業の区分に応じそれぞれ次に定める額以上であることにより、租税特別措置法第12条第4項の表の第3号または第45条第3項の表の第3号の規定の適用を受けるもの

_____をい

う。

アおよびイ 省略

(7)および(8) 省略

(_____産業振興促進区域における県税の課税免除)

第3条 青色申告書を提出する法人または個人が_____産業振興促進区域内において過疎地域持続的発展支援法第2条第2項の規定による当該_____産業振興促進区域に係る過疎地域の公示の日から令和6年3月31日までの間に第1種特別償却設備の取得等（過疎地域持続的発展支援法第23条に規定する取得等（資本金の額等が5,000万円を超える法人が行うものにあつては、新設または増設に限る。）をいう。以下この項において同じ。）をしたときは、当該法人または個人に対しては、次の各号に定めるところにより、それぞれ当該各号に掲げる県税を課さない。

(1) 省略

(2) 不動産取得税 第1種特別償却設備の取得等をした者について、

の取得価額の合計額が次に掲げる事業の区分に応じそれぞれ次に定める額以上であることにより、租税特別措置法第12条第4項の表の第3号または第45条第3項の表の第3号の規定の適用を受けるもの

(同法第12条第4項の表の第1号の上欄または第45条第3項の表の第1号の上欄に掲げる地区（第4条第2項において「過疎地区」という。）内において営む当該事業の用に供する設備を除く。）をい

う。

アおよびイ 省略

(7)および(8) 省略

(第1種産業振興促進区域における県税の課税免除)

第3条 青色申告書を提出する法人または個人が第1種産業振興促進区域内において過疎地域持続的発展支援法第2条第2項の規定による当該第1種産業振興促進区域に係る過疎地域の公示の日から令和6年3月31日までの間に第1種特別償却設備の取得等（過疎地域持続的発展支援法第23条に規定する取得等（資本金の額等が5,000万円を超える法人が行うものにあつては、新設または増設に限る。）をいう。以下この項において同じ。）をしたときは、当該法人または個人に対しては、次の各号に定めるところにより、それぞれ当該各号に掲げる県税を課さない。

(1) 省略

(2) 不動産取得税 第1種特別償却設備の取得等をした者について、

当該第1種特別償却設備である家屋およびその敷地である土地の取得（当該産業振興促進区域に係る過疎地域の公示の日以後の取得に限り、かつ、土地の取得については、その取得の日の翌日から起算して1年以内に当該土地を敷地とする当該家屋の建設の着手があつた場合における当該土地の取得に限る。）に対して課するもの

(3) 省略

2 産業振興促進区域内において畜産業または水産業を行う個人で、その者またはその同居の親族の労力によつてこれらの事業を行つた日数の合計がこれらの事業の当該年における延べ労働日数の3分の1を超え、かつ、2分の1以下であるものについては、当該産業振興促進区域に係る過疎地域の公示の日の属する年以後の各年のその者の当該事業に係る所得に対して事業税を課さない。

3から5まで 省略

(離島振興対策実施地域における県税の課税免除)

第4条 青色申告書を提出する法人または個人が離島振興対策実施地域内において当該離島振興対策実施地域の指定の公示の日から令和5年3月31日までの期間内に製造の事業、旅館業、情報サービス業、有線放送業、インターネット附随サービス業その他規則で定める事業の用に供するための第2種特別償却設備を新設し、または増設したときは、当該法人または個人に対しては、

当該第1種特別償却設備である家屋およびその敷地である土地の取得（当該第1種産業振興促進区域に係る過疎地域の公示の日以後の取得に限り、かつ、土地の取得については、その取得の日の翌日から起算して1年以内に当該土地を敷地とする当該家屋の建設の着手があつた場合における当該土地の取得に限る。）に対して課するもの

(3) 省略

2 第1種産業振興促進区域内において畜産業または水産業を行う個人で、その者またはその同居の親族の労力によつてこれらの事業を行つた日数の合計がこれらの事業の当該年における延べ労働日数の3分の1を超え、かつ、2分の1以下であるものについては、当該第1種産業振興促進区域に係る過疎地域の公示の日の属する年以後の各年のその者の当該事業に係る所得に対して事業税を課さない。

3から5まで 省略

(第2種産業振興促進区域における県税の課税免除)

第4条 青色申告書を提出する法人または個人が第2種産業振興促進区域内において当該第2種産業振興促進区域に係る離島振興対策実施地域の指定の公示の日から令和7年3月31日までの期間内に製造の事業、旅館業、情報サービス業、有線放送業、インターネット附随サービス業その他規則で定める事業の用に供するための第2種特別償却設備を新設し、または増設したときは、当該法人または個人に対しては、

次の各号に定めるところにより、それぞれ当該各号に掲げる県税を課さない。

(1) 省略

(2) 不動産取得税 第2種特別償却設備を新設し、または増設した者について、当該第2種特別償却設備である家屋およびその敷地である土地の取得（当該離島振興対策実施地域 _____の指定の公示の日以後の取得に限り、かつ、土地の取得については、その取得の日の翌日から起算して1年以内に当該土地を敷地とする当該家屋の建設の着手があつた場合における当該土地の取得に限る。）に対して課するもの

(3) 省略

2 離島振興対策実施地域内 _____において畜産業、水産業または薪炭製造業 _____を行う個人で、その者またはその同居の親族の労力によつてこれらの事業を行った日数の合計がこれらの事業の当該年における延べ労働日数の3分の1を超え、かつ、2分の1以下であるものについては、当該離島振興対策実施地域 _____の指定の公示の日の属する年以後の各年のその者の当該事業に係る所得金額に対して事業税を課さない。

3 前条第3項から第5項までの規定は、離島振興対策実施地域内 _____における県税の課税免除について準用する。この場合において、同条第3項中「前項」とあるのは「次条第2項」と、同条第4項および第5

次の各号に定めるところにより、それぞれ当該各号に掲げる県税を課さない。

(1) 省略

(2) 不動産取得税 第2種特別償却設備を新設し、または増設した者について、当該第2種特別償却設備である家屋およびその敷地である土地の取得（当該第2種産業振興促進区域に係る離島振興対策実施地域 _____の指定の公示の日以後の取得に限り、かつ、土地の取得については、その取得の日の翌日から起算して1年以内に当該土地を敷地とする当該家屋の建設の着手があつた場合における当該土地の取得に限る。）に対して課するもの

(3) 省略

2 第2種産業振興促進区域内 _____において畜産業、水産業または薪炭製造業（過疎地区内において営む畜産業または水産業を除く。）を行う個人で、その者またはその同居の親族の労力によつてこれらの事業を行った日数の合計がこれらの事業の当該年における延べ労働日数の3分の1を超え、かつ、2分の1以下であるものについては、当該第2種産業振興促進区域に係る離島振興対策実施地域 _____の指定の公示の日の属する年以後の各年のその者の当該事業に係る所得金額に対して事業税を課さない。

3 前条第3項から第5項までの規定は、第2種産業振興促進区域内 _____における県税の課税免除について準用する。この場合において、同条第3項中「前項」とあるのは「次条第2項」と、同条第4項および第5

項中「第1項第1号」とあるのは「次条第1項第1号」と読み替えるものとする。

第5条 省略

(促進区域における不動産取得税の不均一課税)

第6条 促進区域内において地域経済牽引事業促進法第13条第4項または第7項の規定による同条第1項に規定する地域経済牽引事業計画の承認を受けた者であつて、当該承認の日から令和5年3月31日まで(地域経済牽引事業促進法第14条第2項の規定により当該承認を取り消されたときは、その取り消された日の前日まで)の間に促進区域内対象施設を設置した者について、当該促進区域内対象施設の用に供する家屋(当該促進区域内対象施設の用に供する部分に限るものとし、事務所等に係るものを除く。)またはその敷地である土地の取得に対して課する不動産取得税については、県税条例第39条の3に定める税率に10分の1を乗じて得た税率により不均一の課税をする。

第7条以下 省略

項中「第1項第1号」とあるのは「次条第1項第1号」と読み替えるものとする。

第5条 省略

(促進区域における不動産取得税の不均一課税)

第6条 促進区域内において地域経済牽引事業促進法第13条第4項または第7項の規定による同条第1項に規定する地域経済牽引事業計画の承認を受けた者であつて、当該承認の日から令和7年3月31日まで(地域経済牽引事業促進法第14条第2項の規定により当該承認を取り消されたときは、その取り消された日の前日まで)の間に促進区域内対象施設を設置した者について、当該促進区域内対象施設の用に供する家屋(当該促進区域内対象施設の用に供する部分に限るものとし、事務所等に係るものを除く。)またはその敷地である土地の取得に対して課する不動産取得税については、県税条例第39条の3に定める税率に10分の1を乗じて得た税率により不均一の課税をする。

第7条以下 省略